

# 新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための 代替補給対策案に対する利水参画者等への意見聴取結果について

---

国土交通省 近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

- 利水対策案については、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、川上ダムの利水参画者等に対して意見聴取を実施。

### 【利水対策案に対する意見聴取先】

1. 利水参画者  
伊賀市(水道)

2. 対策案に係る主な河川使用者

東海農政局、三重県企業庁、京都府(水道)、名張市(水道)、大阪市(水道)、  
守口市(水道)、枚方市(水道)、尼崎市(水道)、奈良市(水道)、大阪広域水道企業団、  
阪神水道企業団、関西電力(株)

3. 対策案に係る自治体

三重県、名張市、伊賀市、奈良市、南山城村、山添村

# 利水参画者等から頂いたご意見（1 / 9）

## 1. 新規利水対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
東海農政局	<p>(対策案2,7,11の「他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)について)</p> <p>青蓮寺ダムの特定かんがい利水容量を前提とした調整が図られるのであれば異存はない。</p>
三重県	<p>(対策案4 ため池について)</p> <p>ため池に関しては、県所有または管理しているため池はひとつも存在せず、所有者または管理者は市町や地元水利組合であるため、事業実施にあたり、これら関係者の意見聴取を行ない合意形成がなされた後で事業実施する必要があると思われる。</p> <p>また対策案を実施するにあたり、耐震化・老朽化対策にも十分配慮すべきであると考えます。</p> <p>工事計画をする際の課題として、新規築堤盛土の確保が困難であると考えられる為、十分な調査調整が必要と思われる。</p>
三重県企業庁	<p>(対策案2,7,11 他用途ダム容量の買い上げ)</p> <p>対策案は、ダムから下流に放流する際に、当庁の発電所以外の設備から放流する場合は考えられ、発電電力量の低下が予想されます。</p> <p>対策案は、放流に関し建設当初からの考え方と大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p> <p>(対策案3 水系間導水)</p> <p>宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水することになっておりますが、発電の運用は、一日の中でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定して継続的に取水することは非常に難しいと考えられます。</p> <p>また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に放流され、運転開始から約50年以上経過しています。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加味した新たな漁業環境が形成されています。このことから、利水対策を具体化する場合には、関係自治体や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが必要と考えられます。</p> <p>(対策案7,9 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ))</p> <p>ダムかさ上げ有効落差が増加するなど一定のメリットはあるものの、水圧に対する強度計算等の再検討及び必要に応じた設備改修(場合によっては水車発電機設備の全面改修)が生じます。</p> <p>対策案は、建設当初に比べダムの容量、高さなどの考え方が大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p>
京都府(水道)	<p>(対策案7,11について)</p> <p>「他用途ダム容量の買い上げ案」に係る「概算事業費」欄において、「水源取得に要する費用」の具体額が記載されておりませんが、今後のダム検証における「コスト」の評価軸では、当然にその具体額(買上価格)を明らかにしていただきたい。併せて、買上時期、管理負担金軽減額等の買上条件も示していただきたい。</p> <p>また、「ダムの活用可能な利水容量」は渇水調整方法に大きく影響されることから、「渇水調整方法の見直し」の方向性を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、平成24年11月7日付けの意見照会に対して、京都府営水道として、比奈知ダム及び日吉ダムの「活用可能な利水容量」を回答しておりますが、あくまでも、買上に伴う水源費負担軽減を目的としているものであり、最終的には買上条件に基づき、京都府の水源費負担実績等も考慮の上、受水市町の意向を踏まえて活用(買上)可能水量を判断していくものであります。</p>

# 利水参画者等から頂いたご意見（2／9）

## 1. 新規利水対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
名張市(水道)	(2.7.11:他用途ダム容量の買い上げ 7.9:ダム再開発) 名張川から木津川への導水を検討されていますが、導水路は、φ600mmの管を埋設される予定ですが、埋設物(水道管を含む)へなるべく影響が出ないように配慮をお願いします。また、名張市の既得水利権は、必ず確保していただきたい。
伊賀市	<p>当市では独自にダム建設事業について検証を進めており、その結果についてはまともな意見として提出させていただきますが、「検討の場」での検討を進めるに当たり、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>①「検討の場」での結論を早期に出すよう進められたい。</p> <p>②このたびのパブリックコメントで新しく代替案が出された場合、現在検討中の案と同様に検討いただきたい。</p> <p>③全ての代替案に対して国の補助制度が適用されるか、また、利水者としてのランニングコストを含めてどれだけ負担しなくてはならないかを知りたい。</p> <p>④必要な水量を現在取水している木津川の取水口から確実に取水できるよう配慮されたい。</p>
大阪市(水道)	(対策案2,7,11) 別添資料-1(P26)において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件(買い上げ額の考え方、時期など)を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。
枚方市(水道)	(対策案2,7,11) 対策案に対する意見はありません。
尼崎市(水道)	(対策案2,7,11) 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示しください。
奈良市(水道)	<p>(対策案7.9「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について)</p> <p>(対策案11「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)」について)</p> <p>①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転嫁され負担増になることは受け入れられません。</p> <p>また、再開発時の工事による水位低下等により、現状のダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合の対応策が必要です。</p> <p>②他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)について、本市は現状で活用することができる水源はありませんと回答しています。</p> <p>しかし、他の利水者等が比奈知ダムの利水容量の一部を買い上げにより伊賀市利水容量とされた場合、本市に対して導水路建設等による利水への影響がないように、またダム管理費負担金の増加にならないようお願いします。</p>

## 1. 新規利水対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
山添村	<p>対策案4・案7・案9にかかる青蓮寺ダム・比奈知ダムの嵩上げによる新規利水対策については、下流域として貯水量の増加に伴う出水時放流量の増加、或いはダム堰堤の耐震強度等懸念されますので嵩上げについては、同意し難いと考えております。</p> <p>その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。</p>
大阪広域水道企業団	<p>(対策案2,7,11)</p> <p>必要水源量を明確にするためには、渇水調整方法の確立が必要であることから、平成21年3月31日付けの策定の淀川水系河川整備計画に記載された「渇水調整方法見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。</p> <p>他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。</p> <p>については、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。</p> <p>活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。</p>
阪神水道企業団	<p>(対策案2,7,11)</p> <p>他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いいたします。</p>

# 利水参画者等から頂いたご意見（4／9）

## 2. 流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
東海農政局	<p>(対策案2,5の「他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)」について)                      青蓮寺ダムの特定かんがい利水容量を前提とした調整が図られるのであれば異存はない。</p>
三重県企業庁	<p>(対策案1 ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ))                      ダムかさ上げ有効落差が増加するなど一定のメリットはあるものの、水圧に対する強度計算等の再検討及び必要に応じての設備改修(場合によっては水車発電機設備の全面改修)が生じます。                      対策案は、建設当初に比べダムの容量、高さなどの考え方が大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p> <p>(対策案2,5 他用途ダム容量の買い上げ)                      対策案は、ダムから下流に放流する際に、当庁の発電所以外の設備から放流する場合は考えられ、発電電力量の低下が予想されます。                      対策案は、放流に関し建設当初からの考え方と大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p> <p>(対策案3 水系間導水)                      宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水することになっておりますが、発電の運用は、一日の中でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定して継続的に取水することは非常に難しいと考えられます。                      また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に放流され、運転開始から約50年以上経過しています。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加味した新たな漁業環境が形成されています。このことから、利水対策を具体化する場合には、関係自治体や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが必要と考えられます。</p>
京都府(水道)	<p>(対策案5について)                      「他用途ダム容量の買い上げ案」に係る「概算事業費」欄において、「水源取得に要する費用」の具体額が記載されておりませんが、今後のダム検証における「コスト」の評価軸では、当然にその具体額(買上価格)を明らかにしていただきたい。併せて、買上時期、管理負担金軽減額等の買上条件も示していただきたい。</p> <p>また、「ダムの活用可能な利水容量」は渇水調整方法に大きく影響されることから、「渇水調整方法の見直し」の方向性を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、平成24年11月7日付けの意見照会に対して、京都府営水道として、比奈知ダム及び日吉ダムの「活用可能な利水容量」を回答しておりますが、あくまでも、買上に伴う水源費負担軽減を目的としているものであり、最終的には買上条件に基づき、京都府の水源費負担実績等も考慮の上、受水市町の意向を踏まえて活用(買上)可能水量を判断していくものであります。</p>
名張市(水道)	<p>(1:ダム再開発 2,5:他用途ダム容量の買い上げ)                      比奈知ダム及び名張川から前深瀬川への導水を検討されていますが、取水地点は、名張市水道の取水地点の上流となっており、水道の取水に影響が出ないように施工をしていただきたい。また、取水施設を整備するにあたり、濁水が発生しないように配慮をお願いします。</p>
大阪市(水道)	<p>(対策案2,5)                      別添資料-2(P15)において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件(買い上げ額の考え方、時期など)を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。</p>

# 利水参画者等から頂いたご意見（5 / 9）

## 2. 流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
枚方市(水道)	(対策案2,5) 対策案に対する意見はありません。
尼崎市(水道)	(対策案2,5) 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示しください。
奈良市(水道)	(対策案1「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について) (対策案5「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)」について) ①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転嫁され負担増になることは受け入れられません。 また、再開発時の工事による水位低下等により、現状のダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合の対応策が必要です。 ②他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)について、本市は現状で活用することができる水源はありませんと回答しています。 しかし、他の利水者等が比奈知ダムの利水容量の一部を買い上げにより伊賀市利水容量とされた場合、本市に対して導水路建設等による利水への影響がないように、またダム管理費負担金の増加にならないようお願いします。
山添村	対策案1にかかる青蓮寺ダム・比奈知ダムの嵩上げによる対策については、新規利水対策と同じく、下流域として貯水量の増加に伴う出水時放流量の増加、或いはダム堰堤の耐震強度等懸念されますので嵩上げについては、同意し難いと考えております。 その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。
大阪広域水道企業団	(対策案2,5) 必要水源量を明確にするためには、渇水調整方法の確立が必要であることから、平成21年3月31日付け策定の淀川水系河川整備計画に記載された「渇水調整方法見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。 他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。 ついては、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。 活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。
阪神水道企業団	(対策案2,5) 他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。

# 利水参画者等から頂いたご意見（6／9）

## 3. 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
東海農政局	<p>(対策案6の「他用途ダム容量の買い上げ(青蓮寺ダム)」について)                      青蓮寺ダムの特定かんがい利水容量を前提とした調整が図られるのであれば異存はない。</p>
三重県	<p>(対策案4 ため池について)                      ため池に関しては、県所有または管理しているため池はひとつも存在せず、所有者または管理者は市町や地元水利組合であるため、事業実施にあたり、これら関係者の意見聴取を行ない合意形成がなされた後で事業実施する必要があると思われる。                      また対策案を実施するにあたり、耐震化・老朽化対策にも十分配慮すべきであるとする。                      工事計画をする際の課題として、新規築堤盛土の確保が困難であると考えられる為、十分な調査調整が必要と思われる。</p>
三重県企業庁	<p>(対策案3 水系間導水)                      宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水することになっておりますが、発電の運用は、一日の中でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定して継続的に取水することは非常に難しいと考えられます。                      また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に放流され、運転開始から約50年以上経過しています。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加味した新たな漁業環境が形成されています。このことから、利水対策を具体化する場合には、関係自治体や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが必要と考えられます。</p> <p>(対策案6 他用途ダム容量の買い上げ)                      対策案は、ダムから下流に放流する際に、当庁の発電所以外の設備から放流する場合は考えられ、発電電力量の低下が予想されます。                      対策案は、放流に関し建設当初からの考え方と大きく異なるため、対策を具体化する場合には、電気事業者と十分な調整をお願いしたい。</p>
京都府(水道)	<p>(対策案6について)                      「他用途ダム容量の買い上げ案」に係る「概算事業費」欄において、「水源取得に要する費用」の具体額が記載されておりませんが、今後のダム検証における「コスト」の評価軸では、当然にその具体額(買上価格)を明らかにしていただきたい。併せて、買上時期、管理負担金軽減額等の買上条件も示していただきたい。                      また、「ダムの活用可能な利水容量」は渇水調整方法に大きく影響されることから、「渇水調整方法の見直し」の方向性を明らかにしていただきたい。                      なお、平成24年11月7日付けの意見照会に対して、京都府営水道として、比奈知ダム及び日吉ダムの「活用可能な利水容量」を回答しておりますが、あくまでも、買上に伴う水源費負担軽減を目的としているものであり、最終的には買上条件に基づき、京都府の水源費負担実績等も考慮の上、受水市町の意向を踏まえて活用(買上)可能水量を判断していくものであります。</p>
大阪市(水道)	<p>(対策案2)                      ダムのかさ上げに要する事業費及維持管理費について、既存の利水者に、新たな負担が生じないよう検討を進めていただきたい。</p> <p>(対策案6)                      別添資料-3(P18)において、『他用途ダム容量の買い上げ』の概算事業費のうち「水源取得に要する費用」が示されていませんが、その算定には、各利水者に対して水源買い上げの具体的な条件(買い上げ額の考え方、時期など)を提示していただく必要があると考えます。そのために必要となる検討・協議については、関連利水者として協力いたします。</p>

# 利水参画者等から頂いたご意見（7／9）

## 3. 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
枚方市(水道)	<p>(対策案2) 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。</p> <p>(対策案6) 対策案に対する意見はありません。</p>
尼崎市(水道)	<p>(対策案2) 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。</p> <p>(対策案6) 対策案に対する意見はありませんが、本市の利水容量を活用するには、水量の定量化を行う必要がありますので、平成21年3月31日策定された「淀川水系河川整備計画」に記載された「渇水調整方法の見直しに関する提案」の具体的な内容をお示してください。</p>
奈良市	<p>(対策案2について) 高山ダムの貯水池は本市の月ヶ瀬地区に位置し、その周辺の峡谷沿いに広がる月ヶ瀬梅林は、ダム湖と梅林が調和した美しい景観を形成している。このため嵩上げによりダム湖の水位の変化が景観に影響を与える可能性が有り、十分な検討が必要です。</p>
奈良市(水道)	<p>(対策案6「他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)について) 他用途ダム容量の買い上げ(比奈知ダム)について、本市は現状で活用することができる水源はありませんと回答しています。しかし、他の利水者等が比奈知ダムの利水容量の一部を買い上げにより伊賀市利水容量とされた場合、本市に対して導水路建設等による利水への影響がないように、またダム管理費負担金の増加にならないようお願いいたします。</p> <p>(対策案8「土砂バイパストネル」について) ①布目ダムに土砂バイパストネルを建設することについては、下流に本市の布目取水口があることから、バイパストネルを本市取水口の下流まで延長して、取水に影響を与えない策が取られないと受け入れられません。 ②分派堰、貯水ダムを建設することによって、水質の悪化が懸念され、浅層・深層曝気装置などの水質改善設備が必要となる恐れがあると考えます。 その設置費用とランニングコストが、現在の布目ダム利水者の管理費負担金の増になることは受け入れられません。</p>
南山城村	<p>(対策案2) 住居移転、用地取得等困難が予想される。</p> <p>(対策案7,8,9) 当該資料による意見を述べることはできない(情報不足)</p>

## 3. 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
山添村	<p>対策案2の高山ダムの嵩上げについては、その影響での水域の変更による水没地域の拡大が予想され、その影響が判断しかねる。対策案7の貯砂ダムについても副ダムによる貯水域の変化が予想されることから、同意し難い。その他の対策案についても、数百億円の経費が計上されていることから、当初目的の川上ダム建設継続に向けて進むのが妥当と思慮します。</p>
大阪広域水道企業団	<p>(対策案2) ダムのかさ上げにより増加する維持管理費を、既存の利水者に負担させないこと。</p> <p>(対策案6) 必要水源量を明確にするためには、湯水調整方法の確立が必要であることから、平成21年3月31日付け策定の淀川水系河川整備計画に記載された「湯水調整方法見直しに関する提案」について早期に検討いただき、方針を明確にお示しいただきたい。</p> <p>他用途ダム容量の買い上げについて「水源取得に要する費用」の具体的な提示が無いが、当該費用は代替案の評価に当たっての重要な判断要素であり、その提示が無ければ案の優劣の判断が出来ない。</p> <p>については、買い上げの具体的な条件(金額、時期など)をお示しいただくとともに、買い上げに当たっては各利水者と十分協議いただきたい。活用可能水源を有することをもって、緊急かつ暫定的な取り扱いである長柄可動堰改築事業における水源の返還に着手しないこと。同水源の取り扱いについては具体的な返還理由及び返還後の用途をお示しいただくとともに、別途協議いただきたい。</p>
阪神水道企業団	<p>(対策案2,7,8) 既存ダムのかさ上げや貯砂ダムの建設等について、これにより既存利水者維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。</p> <p>(対策案6) 他用途ダム容量の買い上げについて、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いします。</p>
関西電力	<p>(対策案2について) ダムのかさ上げによる対策案においては、ダム水位の上昇等による弊社発電設備への影響や工事中における高山発電所の発電力(量)の減少などが懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。</p> <p>(対策案6について) ダム容量の買い上げによる対策案においては、買い上げ後のダム運用によっては、弊社高山発電所における発電力(量)の減少などが懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。</p> <p>(対策案8について) 土砂バイパストンネルによる対策案においては、工事中や完成後の土砂バイパス運用時などにおける弊社高山発電所における発電力(量)の減少などが懸念されることから、本対策案を推進される場合においては、それらの対応を含め検討されることが必要と考えます。</p>

# 利水参画者等から頂いたご意見（9／9）

## 4. 全般に関するご意見

利水参画者等	ご意見の内容
名張市	特に意見はない旨、回答させていただきます。
守口市(水道)	<p>川上ダム建設については、本体工事を除く付帯工事(移転・道路等)の大半は施工されています。このため、ダム工事本体に係る費用と他用途ダム容量の水源取得に要する費用等が不明であります。</p> <p>また、代替補給対策案及び維持管理対策案につきましても、その維持管理費用が既水利権者に及ぶ可能性もあり、未確定要素が多いため具体的なコメントはできませんが、今回の事業対象市につきましては費用負担についての配慮も含め、適切な事業運営が実施できるよう早期の対策の確定を望むものです。</p>
阪神水道企業団	<p>それぞれの案を実施する場合は、水量・水質等取水に影響の無いようお願いします。</p> <p>淀川の引堤や堤防のかさ上げについて、これにより取水施設の移設やそれに伴う代替工作物等の必要が生じた場合は、十分な協議をお願いします。</p> <p>他用途ダム容量の買い上げについて、水源取得に要する費用が示されていないが、淀川水系河川整備計画(平成21年3月31日)に記載された濁水調整方法の見直しに関する提案の早期実現と併せ、買い上げに係る積算方法等の基本的な考え方を明確に示した上で評価すべきであると考えます。</p>
関西電力	<p>対策案にあげられている高山ダムは、弊社の高山水力発電所の取水ダムであります。</p> <p>一般的に水力発電所は、純国産のCO<sub>2</sub>を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、高山発電所もその一役を担っているものであります。</p> <p>また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需要バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには一昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。</p> <p>このような状況からも川上ダムの対策案については、貴重な既設水力発電所の運用与える影響についても十分ご配慮頂き、検討していただきたいと考えます。</p> <p>なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。</p>